

防衛省とKDD I 株式会社との間の災害時における
通信の確保のための相互協力に関する協定

防 衛 省

KDD I 株式会社

防衛省とKDD I 株式会社は、災害時における通信の確保のための相互協力について、次のように協定する。

平成25年11月1日

防衛省運用企画局長

中島明彦



KDD I 株式会社

防衛省とKDD I 株式会社との間の災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定により作成する防衛省防災業務計画及び同法第39条第1項の規定により作成するKDD I 株式会社の防災業務計画に基づき、災害時における通信の確保のための防衛省（以下「甲」という。）及びKDD I 株式会社（以下「乙」という。）の間の相互協力の要領並びに当該協力のための連絡調整及び訓練の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害時の連絡体制の確立)

第2条 甲及び乙は、災害時において必要な情報を共有するため、随時、それぞれの責任者の連絡先等を相互に提供することにより、災害時の連絡体制を平素から確立させておくものとする。

2 甲及び乙は、災害が発生したときは、前項の連絡体制が機能するよう、速やかに適切な態勢をとるものとする。

(災害時における情報共有)

第3条 甲及び乙は、それぞれが次条及び第5条に規定する活動を円滑に実施するため、災害時における被災情報及びそれぞれの活動状況の共有に努めるものとする。

(電気通信設備の優先的な利用)

第4条 甲は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定により都道府県知事から要請を受けて活動している場合において、当該活動のために、当該都道府県知事の管轄する区域において災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用が必要であると認めるときは、当該都道府県知事に対し、当該利用の確保について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を乙に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から乙に対し、甲による乙の電気通信設備の優先的な利用の確保について要請があったときは、乙は甲が必要とする電気通信設備を優先的に利用させるものとする。

(労務の確保等についての応援)

第5条 乙は、災害により乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため特に必要があると認めるときは、当該電気通信設備が所在する区域を管轄する都道府県知事に対して、自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される甲の部隊等(同法第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)による応援(災害対策基本法第80条第2項に規定する応援をいう。以下同じ。)について要請を行うとともに、当該要請を行った旨を速やかに甲に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から甲に対し、当該応援について要請があったときは、災害対策基本法第80条第2項に規定するところにより、これを拒む正当な理由がない限り、甲は乙が必要とする応援を行うものとする。

(経費の求償等)

第6条 甲及び乙は、前2条の規定に基づく措置について、それぞれの相手方に対して、経費を求償し、又は損失の補填を求めないことを原則とする。

(相互協力に係る協議)

第7条 前3条に規定するもののほか、災害時における相互協力に関し必要な事項は、甲及び乙の間の協議により定める。

(定期的な訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、訓練内容等を協議の上、年1回以上協同して訓練を行うものとする。

(定期的な会議の開催)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡調整のための会議を年1回以上開催するものとする。

(情報の管理の徹底)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力によって知り得た情報の管理を徹底するものとし、その方策については、双方で協議するものとする。

(地域協定)

第11条 甲の指定する部隊等と乙の指定する総支社との間においては、この協定に基づく協力について、地域の実情に応じた措置を規定するための地域協定を締結することができる。

(その他)

- 第12条 この協定は、2通作成し、甲及び乙が各1通を保管するものとする。
- 2 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項は、甲及び乙のこの協定を所管する部署の間で定める。
 - 3 この協定の改廃は、甲及び乙の間の合意がなければ、その効力を生じない。

附 則

この協定は、平成25年11月1日から施行する。

防衛省とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社との間
の災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定

防 衛 省

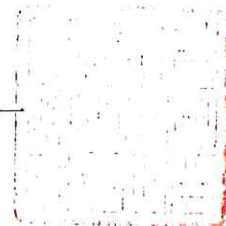
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

防衛省とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、災害時における通信の確保のための相互協力について、次のように協定する。

平成23年6月30日

防衛省運用企画局長

櫻井 修



エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社



防衛省とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社との間の災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他の法令並びに同法第36条第1項の規定により作成する防衛省防災業務計画及び同法第39条第1項の規定により作成するエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の防災業務計画に基づいて、災害時における通信の確保のための防衛省（以下「甲」という。）とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「乙」という。）との間の相互協力要領並びに当該協力のための連絡調整及び訓練の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害時の連絡体制の確立)

第2条 甲と乙は、災害時に必要な情報を共有するため、あらかじめ連絡体制を確立させるものとする。

2 前項の場合において、甲と乙は、連絡先、責任者等の情報を随時、相互に提供するものとする。

3 災害が発生したときは、第1項の連絡体制が機能するよう、甲と乙は速やかにそれぞれ適切な態勢をとるものとする。

(災害時における情報共有)

第3条 甲と乙は、災害時における相互の活動を円滑に実施するため、被災情報及び活動状況の共有に努めるものとする。

(電気通信設備の優先的な利用)

第4条 甲は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定により都道府県知事から要請を受けて活動している場合において、当該活動のために、当該都道府県知事の管轄する区域において災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用が必要であると認めるときは、当該都道府県知事に対し、当該利用の確保について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を乙に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から乙に対し、甲の電気通信設備の優先的な利用の確保について要請があったときは、乙は甲が必要とする電気通信設備を優先的に利用させるものとする。

(労務の確保等についての応援)

第5条 乙は、災害により乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため特に必要があると認めるときは、当該電気通信設備が所在する区域を管轄する都道府県知事に対して、自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される甲の部隊等(同法第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)による応援(災害対策基本法第80条第2項に規定する応援をいう。以下同じ。)について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を甲に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から甲に対し、当該応援について要請があったときは、災害対策基本法第80条第2項に規定するところにより、正当な理由がない限り、甲は乙が必要とする応援を行うものとする。

(経費の求償等)

第6条 法令の定めるところによるほか、前2条の規定による措置について、相手方に対して、経費を求償し、又は損失の補償を求めないものとする。

(相互協力に係る協議)

第7条 前3条に規定するもののほか、災害時における相互協力に関し必要な事項は、甲乙間の協議により定める。

(定期的な訓練の実施)

第8条 甲と乙は、訓練内容等を協議の上、年1回以上協同して訓練を行うものとする。

(定期的な会議の開催)

第9条 甲と乙は、この協定に関する連絡調整のための会議を年1回以上開催するものとする。

(情報の管理の徹底)

第10条 甲と乙は、この協定に基づき知り得た情報の管理を徹底するものとし、その方策については、双方で協議するものとする。

(地域協定)

第11条 甲の指定する部隊等と乙の指定する事業本部等との間においては、この協定に基づく協力につき、現地の実情に応じた措置を規定するための地域協定を締結することができる。

(その他)

第12条 この協定は、2通作成し、甲と乙が各1通を保管するものとする。

2 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項は、甲と乙それぞれのこの協定を所管する課室の間で定める。

3 この協定の改廃は、甲と乙との間の合意がなければ、その効力を生じない。

附 則

この協定は、平成23年6月30日から施行する。



防衛省とソフトバンクモバイル株式会社との間の
災害時における通信の確保のための相互協力に
関する協定



防 衛 省

ソフトバンクモバイル株式会社

防衛省とソフトバンクモバイル株式会社は、災害時における通信の確保のための相互協力について、次のように協定する。

平成26年3月11日

防衛省運用企画局長

中島 明彦



ソフトバンクモバイル株式会社

防衛省とソフトバンクモバイル株式会社との間の災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定により作成する防衛省防災業務計画及び同法第39条第1項の規定により作成するソフトバンクモバイル株式会社の防災業務計画に基づき、災害時における通信の確保のための防衛省（以下「甲」という。）及びソフトバンクモバイル株式会社（以下「乙」という。）の間の相互協力の要領並びに当該協力のための連絡調整及び訓練の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害時の連絡体制の確立)

第2条 甲及び乙は、災害時において必要な情報を共有するため、随時、それぞれの責任者の連絡先等を相互に提供することにより、災害時の連絡体制を平素から確立させておくものとする。

2 甲及び乙は、災害が発生したときは、前項の連絡体制が機能するよう、速やかに適切な態勢をとるものとする。

(災害時における情報共有)

第3条 甲及び乙は、それぞれが次条及び第5条に規定する活動を円滑に実施するため、災害時における被災情報及びそれぞれの活動状況の共有に努めるものとする。

(電気通信設備の優先的な利用)

第4条 甲は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定により都道府県知事から要請を受けて活動している場合において、当該活動のために、当該都道府県知事の管轄する区域において災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用が必要であると認めるときは、当該都道府県知事に対し、当該利用の確保について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を乙に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から乙に対し、甲による乙の電気通信設備の優先的な利用の確保について要請があったときは、乙は甲が必要とする電気通信設備を優先的に利用させるものとする。

(労務の確保等についての応援)

第5条 乙は、災害により乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため特に必要があると認めるときは、当該電気通信設備が所在する区域を管轄する都道府県知事に対して、自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される甲の部隊等(同法第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)による応援(災害対策基本法第80条第2項に規定する応援をいう。以下同じ。)について要請を行うとともに、当該要請を行った旨を速やかに甲に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から甲に対し、当該応援について要請があったときは、災害対策基本法第80条第2項に規定するところにより、これを拒む正当な理由がない限り、甲は乙が必要とする応援を行うものとする。

(経費の求償等)

第6条 甲及び乙は、前2条の規定に基づく措置について、それぞれの相手方に対して、経費を求償し、又は損失の補填を求めないことを原則とする。

(相互協力に係る協議)

第7条 前3条に規定するもののほか、災害時における相互協力に関し必要な事項は、甲及び乙の間の協議により定める。

(定期的な訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、訓練内容等を協議の上、年1回以上協同して訓練を行うものとする。

(定期的な会議の開催)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡調整のための会議を年1回以上開催するものとする。

(情報の管理の徹底)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力によって知り得た情報の管理を徹底するものとし、その方策については、双方で協議するものとする。

(地域協定)

第11条 甲の指定する部隊等と乙の指定する各地域技術部との間においては、この協定に基づく協力について、地域の実情に応じた措置を規定するための地域協定を締結することができる。

(その他)

第12条 この協定は、2通作成し、甲及び乙が各1通を保管するものとする。

2 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項は、甲及び乙のこの協定を所管する部署の間で定める。

3 この協定の改廃は、甲及び乙の間の合意がなければ、その効力を生じない。

附 則

この協定は、平成26年3月11日から施行する。



防衛省と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとの間の災害
時における通信の確保のための相互協力に関する協定

防 衛 省

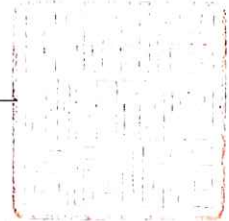
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

防衛省と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、災害時における通信の確保のための相互協力について、次のように協定する。

平成23年6月30日

防衛省運用企画局長

櫻井 修



株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ



防衛省と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとの間の災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他の法令並びに同法第36条第1項の規定により作成する防衛省防災業務計画及び同法第39条第1項の規定により作成する株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの防災業務計画に基づいて、災害時における通信の確保のための防衛省（以下「甲」という。）と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「乙」という。）との間の相互協力要領並びに当該協力のための連絡調整及び訓練の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害時の連絡体制の確立)

- 第2条 甲と乙は、災害時に必要な情報を共有するため、あらかじめ連絡体制を確立させるものとする。
- 2 前項の場合において、甲と乙は、連絡先、責任者等の情報を随時、相互に提供するものとする。
 - 3 災害が発生したときは、第1項の連絡体制が機能するよう、甲と乙は速やかにそれぞれ適切な態勢をとるものとする。

(災害時における情報共有)

第3条 甲と乙は、災害時における相互の活動を円滑に実施するため、被災情報及び活動状況の共有に努めるものとする。

(電気通信設備の優先的な利用)

第4条 甲は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定により都道府県知事から要請を受けて活動している場合において、当該活動のために、当該都道府県知事の管轄する区域において災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用が必要であると認めるときは、当該都道府県知事に対し、当該利用の確保について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を乙に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から乙に対し、甲の電気通信設備の優先的な利用の確保について要請があったときは、乙は甲が必要とする電気通信設備を優先的に利用させるものとする。

(労務の確保等についての応援)

第5条 乙は、災害により乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため特に必要があると認めるときは、当該電気通信設備が所在する区域を管轄する都道府県知事に対して、自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される甲の部隊等(同法第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)による応援(災害対策基本法第80条第2項に規定する応援をいう。以下同じ。)について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を甲に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から甲に対し、当該応援について要請があったときは、災害対策基本法第80条第2項に規定するところにより、正当な理由がない限り、甲は乙が必要とする応援を行うものとする。

(経費の求償等)

第6条 法令の定めるところによるほか、前2条の規定による措置について、相手方に対して、経費を求償し、又は損失の補償を求めないものとする。

(相互協力に係る協議)

第7条 前3条に規定するもののほか、災害時における相互協力に関し必要な事項は、甲乙間の協議により定める。

(定期的な訓練の実施)

第8条 甲と乙は、訓練内容等を協議の上、年1回以上協同して訓練を行うものとする。

(定期的な会議の開催)

第9条 甲と乙は、この協定に関する連絡調整のための会議を年1回以上開催するものとする。

(情報の管理の徹底)

第10条 甲と乙は、この協定に基づき知り得た情報の管理を徹底するものとし、その方策については、双方で協議するものとする。

(地域協定)

第11条 甲の指定する部隊等と乙の指定する事業本部等との間においては、この協定に基づく協力につき、現地の実情に応じた措置を規定するための地域協定を締結することができる。

(その他)

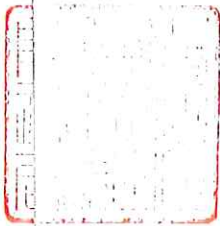
第12条 この協定は、2通作成し、甲と乙が各1通を保管するものとする。

2 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項は、甲と乙それぞれのこの協定を所管する課室の間で定める。

3 この協定の改廃は、甲と乙との間の合意がなければ、その効力を生じない。

附 則

この協定は、平成23年6月30日から施行する。



防衛省と西日本電信電話株式会社との間の災害時における
通信の確保のための相互協力に関する協定

防 衛 省

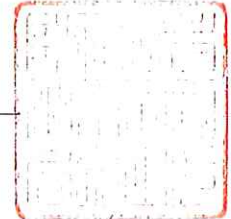
西日本電信電話株式会社

防衛省と西日本電信電話株式会社は、災害時における通信の確保のための相互協力について、次のように協定する。

平成23年6月30日

防衛省運用企画局長

櫻井 修



西日本電信電話株式会社

防衛省と西日本電信電話株式会社との間の災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他の法令並びに同法第36条第1項の規定により作成する防衛省防災業務計画及び同法第39条第1項の規定により作成する西日本電信電話株式会社の防災業務計画に基づいて、災害時における通信の確保のための防衛省（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）との間の相互協力要領並びに当該協力のための連絡調整及び訓練の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害時の連絡体制の確立)

第2条 甲と乙は、災害時に必要な情報を共有するため、あらかじめ連絡体制を確立させるものとする。

2 前項の場合において、甲と乙は、連絡先、責任者等の情報を随時、相互に提供するものとする。

3 災害が発生したときは、第1項の連絡体制が機能するよう、甲と乙は速やかにそれぞれ適切な態勢をとるものとする。

(災害時における情報共有)

第3条 甲と乙は、災害時における相互の活動を円滑に実施するため、被災情報及び活動状況の共有に努めるものとする。

(電気通信設備の優先的な利用)

第4条 甲は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定により都道府県知事から要請を受けて活動している場合において、当該活動のために、当該都道府県知事の管轄する区域において災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用が必要であると認めるときは、当該都道府県知事に対し、当該利用の確保について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を乙に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から乙に対し、甲の電気通信設備の優先的な利用の確保について要請があったときは、乙は甲が必要とする電気通信設備を優先的に利用させるものとする。

(労務の確保等についての応援)

第5条 乙は、災害により乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため特に必要があると認めるときは、当該電気通信設備が所在する区域を管轄する都道府県知事に対して、自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される甲の部隊等(同法第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)による応援(災害対策基本法第80条第2項に規定する応援をいう。以下同じ。)について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を甲に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から甲に対し、当該応援について要請があったときは、災害対策基本法第80条第2項に規定するところにより、正当な理由がない限り、甲は乙が必要とする応援を行うものとする。

(経費の求償等)

第6条 法令の定めるところによるほか、前2条の規定による措置について、相手方に対して、経費を求償し、又は損失の補償を求めないものとする。

(相互協力に係る協議)

第7条 前3条に規定するもののほか、災害時における相互協力に関し必要な事項は、甲乙間の協議により定める。

(定期的な訓練の実施)

第8条 甲と乙は、訓練内容等を協議の上、年1回以上協同して訓練を行うものとする。

(定期的な会議の開催)

第9条 甲と乙は、この協定に関する連絡調整のための会議を年1回以上開催するものとする。

(情報の管理の徹底)

第10条 甲と乙は、この協定に基づき知り得た情報の管理を徹底するものとし、その方策については、双方で協議するものとする。

(地域協定)

第11条 甲の指定する部隊等と乙の指定する事業本部等との間においては、この協定に基づく協力につき、現地の実情に応じた措置を規定するための地域協定を締結することができる。

(その他)

第12条 この協定は、2通作成し、甲と乙が各1通を保管するものとする。

2 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項は、甲と乙それぞれのこの協定を所管する課室の間で定める。

3 この協定の改廃は、甲と乙との間の合意がなければ、その効力を生じない。

附 則

この協定は、平成23年6月30日から施行する。



防衛省と東日本電信電話株式会社との間の災害時における
通信の確保のための相互協力に関する協定

防 衛 省

東日本電信電話株式会社

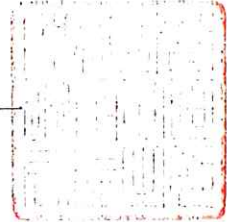


防衛省と東日本電信電話株式会社は、災害時における通信の確保のための相互協力について、次のように協定する。

平成23年6月30日

防衛省運用企画局長

櫻井 修



東日本電信電話株式会社



防衛省と東日本電信電話株式会社との間の災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他の法令並びに同法第36条第1項の規定により作成する防衛省防災業務計画及び同法第39条第1項の規定により作成する東日本電信電話株式会社の防災業務計画に基づいて、災害時における通信の確保のための防衛省（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）との間の相互協力要領並びに当該協力のための連絡調整及び訓練の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害時の連絡体制の確立)

第2条 甲と乙は、災害時に必要な情報を共有するため、あらかじめ連絡体制を確立させるものとする。

2 前項の場合において、甲と乙は、連絡先、責任者等の情報を随時、相互に提供するものとする。

3 災害が発生したときは、第1項の連絡体制が機能するよう、甲と乙は速やかにそれぞれ適切な態勢をとるものとする。

(災害時における情報共有)

第3条 甲と乙は、災害時における相互の活動を円滑に実施するため、被災情報及び活動状況の共有に努めるものとする。

(電気通信設備の優先的な利用)

第4条 甲は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定により都道府県知事から要請を受けて活動している場合において、当該活動のために、当該都道府県知事の管轄する区域において災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用が必要であると認めるときは、当該都道府県知事に対し、当該利用の確保について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を乙に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から乙に対し、甲の電気通信設備の優先的な利用の確保について要請があったときは、乙は甲が必要とする電気通信設備を優先的に利用させるものとする。

(労務の確保等についての応援)

第5条 乙は、災害により乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため特に必要があると認めるときは、当該電気通信設備が所在する区域を管轄する都道府県知事に対して、自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される甲の部隊等(同法第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)による応援(災害対策基本法第80条第2項に規定する応援をいう。以下同じ。)について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を甲に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から甲に対し、当該応援について要請があったときは、災害対策基本法第80条第2項に規定するところにより、正当な理由がない限り、甲は乙が必要とする応援を行うものとする。

(経費の求償等)

第6条 法令の定めるところによるほか、前2条の規定による措置について、相手方に対して、経費を求償し、又は損失の補償を求めないものとする。

(相互協力に係る協議)

第7条 前3条に規定するもののほか、災害時における相互協力に関し必要な事項は、甲乙間の協議により定める。

(定期的な訓練の実施)

第8条 甲と乙は、訓練内容等を協議の上、年1回以上協同して訓練を行うものとする。

(定期的な会議の開催)

第9条 甲と乙は、この協定に関する連絡調整のための会議を年1回以上開催するものとする。

(情報の管理の徹底)

第10条 甲と乙は、この協定に基づき知り得た情報の管理を徹底するものとし、その方策については、双方で協議するものとする。

(地域協定)

第11条 甲の指定する部隊等と乙の指定する事業本部等との間においては、この協定に基づく協力につき、現地の実情に応じた措置を規定するための地域協定を締結することができる。

(その他)

第12条 この協定は、2通作成し、甲と乙が各1通を保管するものとする。

2 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項は、甲と乙それぞれのこの協定を所管する課室の間で定める。

3 この協定の改廃は、甲と乙との間の合意がなければ、その効力を生じない。

附 則

この協定は、平成23年6月30日から施行する。